

平成24年6月

滋賀県議会定例会議案

目 次

	頁
議第109号 平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第2号）	1
議第110号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案	5
議第111号 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	6
議第112号 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例案	10
議第113号 滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案	11
議第114号 滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	13
議第115号 滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案	14
議第116号 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	15
議第117号 契約の締結につき議決を求めることについて（精神医療センター医療観察病棟新築工事）	17
議第118号 財産の取得につき議決を求めることについて	18
議第119号 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて	19

一般会計補正予算

議第109号

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第2号）

平成24年度滋賀県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,483,395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 494,157,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 48,162,231	千円 920,516	千円 49,082,747
	2 国庫補助金	17,644,088	920,516	18,564,604
10 財産収入		1,519,465	2,453	1,521,918
	1 財産運用収入	485,025	2,453	487,478
12 繰入金		28,852,060	334,526	29,186,586
	2 基金繰入金	27,244,224	334,526	27,578,750
15 県債		83,796,600	225,900	84,022,500
	1 県債	83,796,600	225,900	84,022,500
歳入合計		492,674,553	1,483,395	494,157,948
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総合政策費		千円 16,132,320	千円 1,521	千円 16,133,841
	1 秘書広報費	482,968	1,521	484,489
3 総務費		20,360,980	15,000	20,375,980
	1 総務管理費	13,061,136	15,000	13,076,136
4 琵琶湖環境費		16,641,706	907,835	17,549,541
	2 環境費	3,276,531	907,835	4,184,366
5 健康福祉費		83,009,461	7,107	83,016,568

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	13,387,735 ^{千円}	2,067 ^{千円}	13,389,802 ^{千円}
	8 医薬費	5,936,016	5,040	5,941,056
6 商工観光労働費		32,280,920	112,140	32,393,060
	1 商工業費	3,358,535	97,840	3,456,375
	2 中小企業費	25,468,031	14,300	25,482,331
7 農政水産業費		14,032,224	4,463	14,036,687
	3 農地費	7,231,742	336	7,232,078
	4 水産業費	1,078,255	4,127	1,082,382
8 土木交通費		44,151,767	14,080	44,165,847
	8 建築費	1,804,660	14,080	1,818,740
9 警察費		28,985,644	31,100	29,016,744
	2 警察活動費	2,785,795	31,100	2,816,895
10 教育費		128,823,596	390,149	129,213,745
	5 特別支援学校費	11,558,646	387,685	11,946,331
	7 社会教育費	1,535,131	2,464	1,537,595
歳出合計		492,674,553	1,483,395	494,157,948

議第109号
平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第2号)

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
特別支援学校施設整備事業費	8,700 ^{千円}	234,600 ^{千円}
計	83,796,600	84,022,500

案 例 条

議第110号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの

イ 県内に事務所または事業所を有する法人または団体で規則で定めるところにより知事が指定したものに対するもの

ウ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したものの付則第4条第1項中「（大正11年法律第62号）」を削る。

付則第11条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第21条の2第1項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同項第3号に掲げる寄附金について適用する。

議第111号

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「米原市」を「米原市上丹生」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（業務）

第2条 養鱒場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ます類に関する展示
- (2) ます類の普及に関する業務
- (3) ます類の生産および譲渡
- (4) その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務

（開場時間等）

第3条 養鱒場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 養鱒場の休場日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

（使用料）

第4条 養鱒場の施設に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、入場の前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。

3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）

以下の過料に処する。

第5条中「管理に関する事項は、知事が別に」を「必要な事項は、規則で」に改め、同条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、養鱒場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が養鱒場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が養鱒場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿つた管理を安定して行う能力を有すること。

(指定管理者の指定の告示等)

第7条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に養鱒場の運営を行うこと。
- (2) 養鱒場の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、養鱒場の適正な管理に関し必要な事項

(指定管理者による開場時間等の変更)

第9条 第5条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時

に休場日を定めることができる。

(利用料金)

第10条 第5条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、入場者は、指定管理者に養鱒場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、入場の前までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条、第10条関係）

区 分		金 額
個 人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき 250
	そ の 他 の 者	同 450
団 体	30人以上の団体については、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。	
	区 分	率
	30人以上 300人未満の場合	100分の20
	300人以上の場合	100分の30
	教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。）	100分の30

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等

教育学校（前期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。

- 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者については、無料とする。
- 3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
- 4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき320円とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第5条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第6条、第7条、第8条第2項および第10条第3項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 指定管理者に滋賀県醒井養鱒場の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の規定により知事がした承認その他の行為または知事に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例の規定により指定管理者がした承認その他の行為または指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（滋賀県使用料および手数料条例の一部改正）

- 4 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第53号から第56号までを次のように改める。

（53）から（56）まで 削除

別表第7から別表第10までを次のように改める。

別表第7から別表第10まで 削除

別表第28第1項注1中「障害者」の右に「（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）」を加える。

議第112号

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例

第1条中「同じ」を「造林公社」というに、「および財団法人びわ湖造林公社（昭和49年3月26日に財団法人びわ湖造林公社という名称で設立された法人をいう。）（以下「県造林公社等」という。）の債務」を「の債務（旧財団法人びわ湖造林公社の債務を含む。）」に、「県造林公社等の」を「造林公社の」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「県造林公社等に」を「造林公社に」に、「県造林公社等と」を「造林公社と」に改める。

第2条の前の見出しおよび同条を削る。

第3条第1項から第4項までの規定中「県造林公社等」を「造林公社」に改め、同条を第2条とし、同条に見出しとして「（特別な関与）」を付し、第4条を第3条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第113号

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和33年法律第79号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第2条の次に次の6条を加える。

（流域下水道の構造の技術上の基準）

第2条の2 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

（排水施設および処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第2条の3 排水施設および処理施設（これらを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^との設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径および排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水

勢を緩和する措置が講じられていること。

- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールまたはますには、蓋（汚水を排除すべきマンホールまたはますにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- (6) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共用水域の水位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる排水施設および処理施設については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの

（終末処理場の維持管理）

第2条の7 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池または沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材^ろが流出しないように水量または水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気^臭の発散および蚊、はえ等の発生^生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第114号

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第3 滋賀県立八日市養護学校の項の次に次のように加える。

滋 賀 県 立 愛 知 高 等 養 護 学 校

愛 知 郡 愛 荘 町 愛 知 川

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議第114号 滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

議第115号

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和29年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

表滋賀県大津北警察署の項中「真野谷口町」の右に「、山百合の丘」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第116号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第5項第1号中「20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める）」を「13,300円（原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行う）」に、「当該額に20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額」を「40,000円」に改め、同項第2号中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「5,000円」を「3,300円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（次号において「帰還困難区域」という。）において行う作業（前2号および次号に掲げる作業を除く。） 6,600円

付則第5項第6号を同項第10号とし、同項第5号中「または当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」および「これらの区域を」を削り、同号を同項第9号とし、同項第4号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 帰還困難区域において行う作業（屋内において行う作業に限る。）（第1号および第2号に掲げる作業を除く。） 1,330円

(5) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（次号において「居住制限区域」という。）において行う作業（第1号、第2号および次号に掲げる作業を除く。） 3,300円

(6) 居住制限区域において行う作業（屋内において行う作業に限る。）（第1号および第2号に掲げる作業を除く。） 660円

(7) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（次号において「警戒区域」という。）において行う作業（第1号、

第2号および次号に掲げる作業を除く。) 6,600円

付則第7項中「または第5号」を「、第5号、第7号または第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第117号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 精神医療センター医療観察病棟新築工事 |
| 2 契約金額 | 580,650,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県大津市大江二丁目33番3号
株式会社内田組
代表取締役 内 田 美千男 |

議第118号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 財産の種類 | 備品 |
| 2 | 取得物品および数量 | 固定型モニタリングポスト8基 |
| 3 | 取得予定価格 | 55,125,000円 |
| 4 | 取得の目的 | 環境放射能水準調査用固定型モニタリングポスト |

(参 考)

取得の相手方 大阪市淀川区宮原五丁目1番3号
株式会社三築ツヅキシステム大阪支店
支店長 北 本 忠 士

議第119号

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号総務大臣許可）を次のように変更することにつき、同法第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

第2条及び別表中「大阪市及び堺市」を「京都市、大阪市、堺市及び神戸市」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

議第119号 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて